



## 新年を迎えて

理事長 粥川 長 司

新年あけましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

まずは、災害のない穏やかな年であってほしいと願うものですが、今年から来年、再来年にかけては、ビッグイベントが続き、日本列島が活気づくと期待されます。

来年(平成31年)4月30日の天皇陛下ご退位、翌5月1日の皇太子さま即位、改元ということで、今年半ばには新しい元号も発表されます。当協会は、平成元年に設立され、平成の時代とともに年齢を重ねてきましたので、平成の「仕上げ」の年を迎え、感慨深いものがあります。会員の皆様には、是非、来年の協会30年記念事業に向けたお知恵やアイデアをお寄せいただければと存じます。

さらに、再来年、平成32年(2020年)は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。建設需要もピークを迎えますが、同時に平成32年は産業廃棄物処理業界にとって記念すべき、廃棄物処理法施行50年に当たります。全国産業廃棄物連合会(全産連)と各県協会では、「『処理の受け手』から『資源の創り手』へ」という業界のあるべき将来像を踏まえた、産業廃棄物処理産業の振興に関する法律の平成32年制定をめざしています。今年と来年は、その実現に向けた正念場となるでしょう。

また、少子化が進む中、産業廃棄物処理業界が今後も発展していくためには、人材の確保が最大の課題です。全産連と各県協会は連携して、この人材確保の基礎となる会員の人材育成や安全衛生に対する支援に取り組んでいますが、当協会としても引き続き関係事業に力を入れ、「若い人が夢を持てる産業廃棄物処理業界」実現の原動力となっていきたいと考えています。

一昨年の食品廃棄物の事案に続き、昨年10月窯業廃棄物の不適正処理事案が岐阜県内で発生した中でしたが、当協会は、「岐阜県・岐阜市と当協会との懇談会」を初めて開催し、排出事業者に対する指導の強化、県・市が発注する公共工事への優良産廃処理業者優遇措置の導入をはじめ、10項目の要望及び意見交換を行いました。

この懇談会を通じて、協会が今後取り組むべきことがより明確になったように思います。行政手続における優良な産業廃棄物処理業者の負担軽減等会員の皆様の思いが少しでもかなえられるようフォローアップしていきたいと考えています。

10項目の中で、地震等大規模災害時における廃棄物処理や産業廃棄物不法投棄・不適正処理対策における岐阜県・岐阜市と当協会との協力についても議題とし、有意義な意見交換ができましたが、今年は、その中でも、災害廃棄物処理支援体制の強化として、災害廃棄物対策に係る市町村と協会・会員との「顔の見える関係づくり」に取り組むたいと考えています。是非、会員の皆様のご理解とお力添えをお願いいたします。

最後になりましたが、本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年元旦

理事長 粥川 長 司

理事 杉下 武 夫

副理事長 澤田 裕 二

同 鷺崎 哲 也

同 丹羽 武

同 傍島 壽 一

専務理事 伊藤 誠 紀

同 高井 勝 由

理事 足立 昌 哉

同 野々村 清

同 石垣 彰 寛

同 濱岡 直 彦

同 石原 幸 喜

同 伏見 典 郎

同 木村 順 一

同 堀 義 博

同 國本 吉 男

同 森本 禎 人

同 栗本 純 夫

同 山田 輝 幸

同 河野 勝 二

監事 高木 雅 浩

同 山下 八 起

## 新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長  
坂 口 芳 輝

輝かしい新春を迎え、この一年の一般社団法人岐阜県産業環境保全協会のさらなるご発展と、会員の皆様の益々のご健勝を心よりご祈念申し上げます。

岐阜県においては、清流の恵みに感謝し、清流に育まれた自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして活かし、伝える「清流の国ぎふづくり」を推進しています。本年も県民の皆様には、当県の山紫水明の自然を守り、未来につなげる大切さをご理解いただき、特に廃棄物関係では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みにより資源が循環する社会を築くためにお力添えをいただくよう、県も各施策を一層推進してまいります。

さて、昨年8月に発生しました瑞浪市釜戸町地内における産業廃棄物を含む土砂等流出事案は、原因者が長きにわたり不適正な状態で堆積した産業廃棄物が豪雨により高速道路上に流出するという過去に例を見ない事案でありました。

県ではこの事件を受け、県内の窯業原料製造業者や、処理委託先の産業廃棄物処分業者に立入検査を実施するとともに、窯業関係者をはじめとした排出事業者を対象とする講習会において、廃棄物の適正処理、排出事業者責任について改めて周知徹底を図っているところです。このような廃棄物の不適正処理が二度と起きないように、監視指導體制を強化するとともに、貴協会の皆様と力を合わせて、産業廃棄物の適正処理の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、会員の皆様には、本年も引き続き廃棄物の適正処理及び再生利用の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

## 新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長  
浅野 裕之

あけましておめでとうございます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、政府では、少子高齢化が進む中、昨今の経済成長を持続し、将来に向け安心できる社会基盤を築くための重要な鍵として「人づくり革命」を提唱し、人づくりこそが次なる時代を切り開く原動力と位置付けています。こうした理念は、奇しくも教育立志を掲げ、これまで「人」を中心に政策を推進してきた本市の政策方針とも合致します。

さて、昨年8月、県内で発生した中央自動車道の産業廃棄物流出事故では、本来、産業廃棄物として適正処理されるべき規格外製品が、事業者によって杜撰に保管されていた実態等が明らかになりました。一昨年の食品廃棄物の不正転売事件に続き、改めて、排出事業者における廃棄物の適正処理に関する認識の希薄さが浮き彫りになった形であり、経済社会全体のモラルや遵法精神が問われる事態と言っても過言ではないと感じているところです。

このような中、国においても規制を強化する流れは避けられず、昨年の廃棄物処理法改正では、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の違反行為に対する罰則を強化し、より適切な運用を促していますが、いくら法で規制しても、あくまでも制度を運用するのは「人」です。

とりわけ、廃棄物はあらゆる経済活動や人の営みと直結していることから、排出する側と処理する側の「人」が正しい認識を共有し、適正処理を最優先に取り組むことが不可欠であり、個々の適正処理の積み重ねが制度を支え、ひいては廃棄物処理業界の安心、すなわち信用構築に繋がることを忘れてはなりません。

本市におきましても、日常のパトロールや定期的な立入調査などを実施し、排出事業者や処理施設等への監視指導を継続しながら、適正かつ円滑な廃棄物処理の推進に取り組んでいるところでありますが、貴協会におかれましても、業界内の指導監督にとどまらず、顧客層に対する啓発などを通じ、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会構築のリーダー役として、大いに力を発揮されることを期待するものであります。

結びにあたり、協会ならびに会員の皆様の更なるご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。